

神戸市風しん予防接種助成（市独自）事務の手引き

1. 目的

風しんは、過去の予防接種制度の改正経緯の中で、抗体価が低い年代層が存在し、定期的に流行が発生する。妊娠初期の女性が風しんに感染した場合、胎児が先天性風しん症候群を発症する可能性がある。先天性風しん症候群の発症を防止するためには、妊娠を希望する女性、妊娠中の女性およびそれらの身近な者の感染を予防することが重要であることから、風しんワクチンの接種（以下、予防接種という）を希望する後記「**2. 助成対象者**」に対し、接種費用の一部助成を実施する。

2. 助成対象者

接種日現在、神戸市に住民登録があり、かつ、風しんの抗体価が低く、下記の（1）～（3）のいずれかに該当する者とする。

- （1）妊娠を希望する 15 歳以上 43 歳未満の女性
- （2）（1）の同居者
- （3）風しんの抗体価が低い妊婦の同居者

「風しんの抗体価が低い」とは、下記の①または②に該当する者

- ① 罹患歴がなく、かつ、予防接種歴がない者
- ② 採血日が平成 26 年 4 月 1 日以降の検査で抗体価が低い者（下記、検査基準参照）

【「抗体価が低い」を示す検査基準】

※風しん第5期の検査基準と異なりますので、ご注意ください。

検査方法	抗体価（単位等）	測定キット名（製造販売元）
HI 法	16 倍以下（希釈倍率）	風疹ウイルス HI 試薬「生研」
		R-HI「生研」
FIA 法	2.9 以下（抗体価 AI）	BioPlexMMRV IgG
	29 以下（国際単位（IU）/ml）	BioPlexToRC IgG
EIA 法	7.9 以下（EIA 価）	ウイルス抗体 EIA「生研」ルベラ IgG
	29 以下（国際単位（IU）/ml）	エンザイグノスト B 風疹/IgG
ELFA 法	44 以下（国際単位（IU）/ml）	バイダスアッセイキット RUB IgG
LTI 法	29 以下（国際単位（IU）/ml）	ランピアラテックス RUBELLA
CLEIA 法	44 以下（国際単位（IU）/ml）	アクセスルベラ IgG
	13 以下（抗体価）	i-アッセイ CL 風疹 IgG

3. 助成の対象となる予防接種

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに神戸市内の予防接種契約医療機関（以下、契約医療機関という）において実施された乾燥弱毒生風しんワクチン、もしくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンによる接種とする。

4. 助成金額および助成回数

助成金額は、いずれのワクチンにおいても 2,500 円とし、助成はいずれか 1 回限りとする。

5. 助成方法

前記「**2. 助成対象者**」に該当する者は、契約医療機関において「神戸市風しん予防接種助成助成券（請求券）」（以下、「助成券（請求券）」とする）に必要事項を記入する。

契約医療機関は、接種希望者が助成要件を満たすことを確認した上で予防接種を実施する。

被接種者は契約医療機関が定める接種費用の額から、助成金額を控除した額を自己負担額として予防接種を行った契約医療機関に支払い、これにより、被接種者に対する助成が完了したものとする。

契約医療機関は、対象者への予防接種を行った際は、接種済証に必要な項目を記載して被接種者に交付するとともに、神戸市に対し、**6.** の手順に従い、被接種者を代理して助成金額相当分を請求する。

6. 契約医療機関からの助成金の請求

契約医療機関は、「助成券（請求券）」に必要事項が記入されているか確認の上、定期予防接種にかかる接種料請求と併せて神戸市行政事務センターへ送付する。

請求にあたっては、「助成券（請求券）」を請求書に添付するとともに、請求書の「(市独自) 風しん助成」欄に実施人数を記入する。

請求は毎月末締めで翌月10日(必着)までに行うこととする。

7. 契約医療機関への助成金の交付

神戸市は、契約医療機関からの助成金の請求があった場合は審査を行い、その結果に基づき契約医療機関へ助成金を交付する。なお、神戸市医師会員については、同会経由で助成金を交付する。

8. 健康被害救済

契約医療機関で実施される予防接種は、神戸市長が指定する「神戸市行政措置予防接種」と位置づけられている。このため、重篤な予防接種健康被害が生じた場合においては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく独立行政法人医薬品医療機器総合機構が補償するとともに、「予防接種健康被害に対する救済措置要綱（昭和53年4月10日市長決定）」に基づき神戸市が救済を行うものとする。

9. 請求にかかる調査

神戸市は、必要と認める場合は、予防接種の実施についての報告を当該医療機関に求めることができる。

10. 不正利得の返還

神戸市は、偽りその他不正な手段により「神戸市風しん予防接種助成事業実施要領」による助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該交付した助成金の額の全部又は一部を返還させることができる。

11. 問い合わせ先

(実施に関すること) 神戸市保健所保健課 予防接種担当 TEL : (078) 322-6788
(請求に関すること) 神戸市行政事務センター TEL : (078) 381-5533
住所 : 〒650-8526 神戸市中央区伊藤町 111 神戸商工中金ビル 4 階

■助成要件の確認■

下記① かつ ②に該当すること

1 接種日現在、神戸市に住民登録があること

- 住所の確認⇒ ○健康保険証 ○運転免許証 ○マイナンバーカード 等

2 (1)～(3)のいずれかに該当すること

(1) 風しんの抗体価が低い妊娠を希望する 15 歳以上 43 歳未満の女性

- 接種日現在の年齢の確認⇒ ○健康保険証 ○運転免許証 ○マイナンバーカード 等

- 風しんの抗体価が低い確認

⇒①罹患歴・予防接種歴がない(被接種者による申告)

②採血日が平成 26 年 4 月 1 日以降の検査で抗体価が低い(検査結果票確認)

(2) (1)の同居者のうち、風しんの抗体価が低い人

(1)の確認

- (1)の年齢・住所・風しん抗体価が低い確認(上記と同じ)

(1)の同居者(被接種者)の確認

- (1)と同じ住所である確認⇒ ○健康保険証 ○運転免許証 ○マイナンバーカード 等

- 風しんの抗体価が低い確認

⇒①罹患歴・予防接種歴がない(被接種者による申告)

②採血日が平成 26 年 4 月 1 日以降の検査で抗体価が低い(検査結果票確認)

(3) 風しんの抗体価が低い妊婦の同居者のうち、風しんの抗体価が低い人

妊婦の確認

- 妊婦であることと住所の確認⇒ ○母子健康手帳(写し可)

※特別な事情により手帳未取得の場合に限り、産科医の証明書と住所のわかる書類による確認

- 風しんの抗体価が低い確認

⇒①罹患歴・予防接種歴がない(被接種者による申告)

②採血日が平成 26 年 4 月 1 日以降の検査で抗体価が低い(母子健康手帳確認)

妊婦の同居者(被接種者)の確認

- 妊婦と同じ住所である確認⇒ ○健康保険証 ○運転免許証 ○マイナンバーカード 等

- 風しんの抗体価が低い確認

⇒①罹患歴・予防接種歴がない(被接種者による申告)

②採血日が平成 26 年 4 月 1 日以降の検査で抗体価が低い(検査結果票確認)

「風しんの抗体価が低い」とは、下記の①、または、②に該当すること

① 罹患歴がなく、かつ、予防接種歴がない (不明の場合も含む)

② 採血日が平成 26 年 4 月 1 日以降の検査で抗体価が低い

※P 1 【「抗体価が低い」を示す検査基準】に基づく

神戸市風しん予防接種助成 医療機関向け Q&A

Q1 「風しんの抗体価が低い」とはどのような状況か？

「風しんの抗体価が低い」とは、下記の①、または、②に該当する人です。

① 罹患歴がなく、かつ、予防接種歴がない（不明の場合も含む）

申込者（被接種者）本人申告（申込書記入）により判断してください。

② 採血日が平成26年4月1日以降の検査で抗体価が低い

医療機関において検査結果を確認し、P1【「抗体価が低い」を示す検査基準】に基づき、判断してください（請求時に検査結果の添付は不要です）。

なお、風しん第5期定期予防接種の対象となる抗体価は、集団免疫の観点からHI法で、8倍以下となっていますが、本助成の対象は16倍以下としています。

Q2 定期接種により風しんワクチン、もしくは麻しん・風しん混合ワクチンを一度でも接種している人は対象外か？

助成対象者の要件の1つに「風しんの抗体価が低い」とありますが、①風しんの罹患歴がなく、かつ予防接種歴がない者、または②採血日がH26年4月1日以降の検査で抗体価が低いものとなっています。①または②のいずれかに該当すれば助成対象となりますので、過去に予防接種を実施されている場合でも、②を証明する書類があり、かつ、その他の要件に該当していれば助成対象となります。

Q3 現在、学業のため神戸を離れているが助成対象か？

健康保険証・運転免許証等で住所が神戸市であることが確認でき、その他の対象要件に該当していれば助成対象です。ただし、神戸市内の予防接種契約医療機関での接種に限ります。

Q4 神戸市外の医療機関で接種を受けた場合は助成対象か？

助成対象とはなりません。助成対象となるのは、神戸市内で神戸市と契約を締結している予防接種契約医療機関での接種に限ります。

Q5 神戸市内に居住はしているが、住民登録は神戸市外にある人は助成対象か？

神戸市に住民登録がなければ、助成対象とはなりません。

Q6 授乳期間中でも接種を受けることはできるか？

授乳中の女性が接種を受けても、乳児に影響がでることはないと考えられています。医師の判断により接種可能として接種された場合で、対象要件に該当していれば助成対象です。

「妊娠を希望する女性」について

Q7 「妊娠を希望する女性」で43歳以上の人はなぜ対象とならないのか？

対象年齢は、15歳以上43歳未満とし、上限は「不妊に悩む方への特定治療支援事業」と同年齢とさせていただきます。

(参考) 不妊に悩む方への特定治療支援事業の対象範囲の基本的考え方(平成25年8月23日厚生労働省報道資料より)

- 妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢、治療により出産に至る確率がより高い年齢に、必要な治療を受けられるようにすることが重要。
- 長期間の治療による身体面・精神面への負担にも配慮が必要。

「抗体価が低い妊娠を希望する女性(以下、「女性」)の同居者」「抗体価が低い妊婦(以下、「妊婦」)の同居者」について

Q8 「妊婦」の年齢制限はあるか？

「妊婦」の年齢制限はありません。なお、妊娠を希望する女性については年齢制限があり、15歳以上43歳未満が助成対象です。

Q9 同居している1歳未満の乳児は助成対象か？

年齢の制限はありませんが、接種の可否は、ワクチンの添付文書に基づき判断してください。1歳児および5、6歳で就学前1年間(令和4年度は平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれの人)は定期接種の対象となり、接種費用は全額助成で、健康被害救済制度は予防接種法に基づきます。その上で、なお保護者が接種を希望され、医師の判断により接種可能として接種された場合、制度上はその他の対象要件に該当していれば助成対象です。

Q10 同居している幼児は助成対象か？

年齢に制限はありませんが、定期接種1期、2期の対象期間内にある人は、定期接種による助成を受けてください。その他の人は、保護者が接種を希望され、医師の判断により接種可能として接種された場合、制度上はその他の対象要件に該当していれば助成対象です。

Q11 同居している高齢者は助成対象か？

年齢に制限はありませんが、高齢者は既に免疫を得ている可能性が高い旨及び副反応についてご説明ください。その上で、なお本人が接種を希望され、医師の判断により接種可能として接種された場合、制度上はその他の対象要件に該当していれば助成対象です。

Q12 単身赴任している配偶者は助成対象か？

申込者(被接種者)の住民登録地(神戸市)と、「女性」または「妊婦」の住所が同一であることが申込者と「女性」または「妊婦」それぞれの健康保険証・運転免許証等で確認できる人で、その他の対象要件に該当していれば助成対象です。

Q13 入籍していない配偶者は助成対象か？

入籍の有無と関係なく、「女性」または「妊婦」と住所が同一であることが健康保険証・運転免許証等で確認できる人で、その他の対象要件に該当していれば助成対象です。

Q14 近い将来に同居を予定している配偶者は助成対象か？

接種時点で「女性」、「妊婦」と同居している人が助成対象です。同居していない場合は、助

成対象となりません。

Q15 「妊婦」が神戸市に里帰りをしているが、同居家族は助成対象か？

里帰りしている妊婦の母子健康手帳で、妊婦の居住地として里帰り先（神戸市住所）の住所が記載されている場合は、その住所と同一であることが申込者の健康保険証・運転免許証等で確認できる人は助成対象です。住所が別の方は、同居の確認ができないため助成対象となりません。

Q16 「妊婦」が神戸市外に里帰りをしているが、里帰り先の同居家族は助成対象か？

里帰り先の家族が神戸市に住民登録がない場合は、神戸市の助成対象とはなりません。住民登録のある自治体の制度を確認されるようご案内ください。

Q17 妊娠しているが、母子健康手帳の交付を受けていない人の同居者は助成対象か？

産婦人科医（診察医）による証明書等があり、証明書に記載された「妊婦」の住所と申込者の住所が同一であることが必要です。申込者の健康保険証・運転免許証等で同一住所を確認してください。

妊娠が確定している場合はできるだけ早く各区・支所の保健福祉課で母子健康手帳の交付を受けるようご案内ください。

Q18 「女性」、「妊婦」の抗体価を確認できる書類の持参がない場合、助成対象か？

「女性」、「妊婦」が、罹患歴がなく、かつ、予防接種歴がない（不明の場合も含む）場合、検査結果は不要です。前記に該当しない場合は、請求の際、添付は不要ですが、採血日が平成26年4月1日以降の検査結果書類を医療機関にて確認してください。抗体価が低い場合で、その他の対象要件に該当していれば助成対象です。

助成制度について

Q19 平成26年3月31日より前の抗体検査で抗体価が低かったが、助成の対象とならないのか？

助成対象とはなりません。なお、罹患歴がなく、かつ、予防接種歴がない（不明の場合も含む）場合で、その他の対象要件に該当していれば助成対象です。（Q1参照）

Q20 「風しんの抗体価が低い」場合の要件の1つである、抗体価が低い者について、抗体検査が「採血日が平成26年4月1日以降の検査」を対象としているのはなぜか？

風しん第5期定期予防接種（対象：抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性）において、国の風しん抗体検査補助事業が平成26年4月以降の抗体検査結果を有効としていることから、本市独自の助成事業についても令和元年度より国の風しん抗体検査補助事業に合わせています。なお、平成30年度以前は、「前年度の抗体検査結果」を対象としていました。